報告 山口県支部、県医師会主催「医業承継セミナー」に協力

山口県内開業医の高齢化、後継者不在による閉院が増加していることから、医業譲渡希望の医療機関と譲受希望の医師をマッチングする「医業承継支援事業」を山口県から山口県医師会が受託しており、2023年6月より本事業の初期相談を山口県支部会員が対応している。

本事業の周知活動の一環として1月11日(木)、山口県医師会主催で「医業承継セミナー」が、オンライン形式にて開催され（視聴66人)、当支部の木下徹彦理事と村田彰理事が講師として登壇した。

譲渡希望13件、譲受希望4件 申し込み4件を当支部が初期対応

冒頭、山口県医師会会長の加藤智栄氏より、同県医師の平均年齢が53.3歳（2020年調べ）と全国一高い状況であること、そのため今後より一層医業継承のニーズが高まることが想定され､「医業承継支援事業」を通じてのマッチング成果に期待するとの開会挨拶があった。

第一部では、山口県医師会副会長の沖中芳彦氏より「山口県医師会の医業承継の取組み」の概要が報告された。

山口県医師会の沖中芳彦副会長

その中で、2021年に実施した開業医に対する調査と2022年に病院勤務医対象に実施した調査結果から、譲渡および譲受の潜在的ニーズがあることが明らかになったとの説明があった。

また､2023年6月より開始した「譲受情報データリスト収集」において、譲渡希望13件、譲受希望4件の登録があり、「初期相談派遣事業」にも4件の申し込みがあり当協会山口県支部が対応した旨が紹介された。

承継方法と課税関係、実務・問題点を当支部理事が講演

第二部では、当支部の木下理事が「医業承継の方法と課税関係」と題し、診療所の第三者承継は組織や形態、前提条件などによって、選択するスキームが変わってくること、個人事業か医療法人か、医療法人においても出資持分の有無など、自院がどこに該当するのかを認識した上で承継を検討する必要性があるとポイントを示した。また、個人所有の不動産がある場合、承継者へ賃貸するか譲渡するかの選択となるが、双方の意思確認や課税関係を整理しておくことが重要であるとした。

承継の方法と課税関係を解説した当支部の木下徹彦理事

最後に、当支部の村田理事が「承継の実務・生じる問題点」と題し講演した。

実務・生じる問題点を説明した当支部の村田彰理事

まず、譲渡する側の医師は、「自身が何歳の時に誰にどのような形態で引き継ぐか」といった自身のライフプランを早めに描いておく必要性を訴えた。

その上で、譲渡側と譲受側の条件が折り合わず長期化し、廃院に追い込まれることもあるため、譲受者側の事業計画を考慮すること、後日のトラブルを回避するため譲渡条件の詳細を決めておくことなどを解説。さらに、これまで承継の実務に携わった経験から、承継の検討から実施までのスケジュールと不動産、医療機器等の査定、職員の退職・採用、各行政手続きについて解説し、事業承継完結には承継譲渡側と譲受側の歩み寄りと協力が不可欠であると締めくくった。

（山口県支部広報連絡員　末田 義明）